

臨床発達心理士認定運営機構 倫理・懲戒規程

目的

第1条

この規程は、本機構の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本機構の業務執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本機構、臨床発達心理士会、及び臨床発達心理士の社会的な信頼を確保することを目的とする。

適用範囲

第2条

この規程は次の者に適用する。

1. 本機構の役員
2. 本機構の社員
3. 本機構の職員
4. 本機構によって臨床発達心理士資格の認定を受けた者(以下「臨床発達心理士」という)

基本的責務

第3条

本機構の役員、社員、職員及び臨床発達心理士は、本機構の目的を達成するため、法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、臨床発達心理士倫理綱領及び社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

遵守事項

第4条

役員、社員、職員及び臨床発達心理士は、次の行為をしてはならない。

1. 法令に違反する行為
2. セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別的言動、暴言、暴力など基本的人権尊重の精神に反する行為
3. 個人及び団体の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したり、臨床発達心理士の職務を越えた他職種への介入またはそれに類する行為

4. 公私を混同し、職務やその地位を利用して不正に自己または他人の利益を図るような行為
5. その他、倫理綱領に定める事項を大きく逸脱し、臨床発達心理士の社会的な信用を失墜させるような行為

違反した場合の処分

第 5 条

前条の遵守事項に違反した場合の処分は、次のとおりとする。

1. 役員及び社員については、役職の解任、文書による戒告、訓告、嚴重注意、その他必要に応じた処分
2. 職員については、解雇、減給、出勤停止、文書による戒告、訓告、嚴重注意、その他必要に応じた処分
3. 臨床発達心理士については、資格の認定取消、一定期間による資格停止、役職の解任、文書による戒告、訓告、嚴重注意、その他必要に応じた処分

処分の決定

第 6 条

1. 本機構の社員総会は、違反行為の内容、結果の重大性、被害者の心理的負荷、事後の態度、過去の処分事案との均衡等を総合的に考慮し、違反行為に対する処分を決定する。ただし、訓告、嚴重注意の処分については、本機構倫理委員会が決定する。
2. 前項による処分の結果は、速やかに申立人、被申立人ならびに申立人、被申立人の所属団体に文書にて通告する。

その他

第 7 条

本規程は、理事会の議決を経て社員総会の承認を得て変更することができる。

施行期日 2014 年 12 月 14 日より施行する。

改定

2019 年 12 月 15 日 一部改定